関西大学校友会

社会連携活動助成金制度

１．目　的

校友会では、「会員相互の交誼を厚くし母校関西大学の隆盛を図る」ことを理念とし、校友意識の高揚と母校支援をはかり、母校愛を具現化する活動を推進している。殊に、校友会の基盤である校友会組織においては、校友同士の絆を深めるとともに、地域と社会に貢献することが、母校および校友会の活性化を促すと捉え、地域や社会に根差す様々な諸活動を展開している。

これら地域社会に寄与するとともに、母校の名声を高め、母校および校友会の発展につながる社会連携活動について、校友会登録組織より申請があった場合、その活動に対して活動費を助成することを目的とする。但し、１組織につき年間１活動に限るものとする。

２．助成対象時期

　2019年4月1日から2020年3月31日までの間に実施される事業

３．事業の申請および審査

校友会長宛て、助成金申請書、事業計画書、事業予算書ならびにそれに付随する関係書類を事前に（開催日の約3ヶ月前までに）提出するものとする。

組織部において、申請のあった活動について、活動内容が関西大学校友会の理念に基づいたものであり、かつ、地域や社会に寄与する活動たるものかを考慮し、審議・決議するものとする。

４．助成対象事業（例）

（１）学術・文化・スポーツ事業

市民公開講座、学術講演会の開催

健康・スポーツ啓蒙活動

音楽・演劇会、上映会、写真・絵画展の開催など

（２）地域まちづくり活動

　　　安全安心・防災訓練、キャンペーン活動

　　　まちづくりワークショップ、シンポジウムの開催など

（３）地域ボランティア活動

　　　市民まつり、市民イベントへの参画

　　　清掃活動など

（４）産官学連携活動

（５）その他、母校の名声を高める事業

５．活動予算

活動申請予算については、年間事業予算を考慮して、組織部にてその都度審議するものとする。ただし、原則として申請予算上限を一活動３万円までとする。

なお、事業規模や事業内容により、上限以上の助成が必要とされる場合は、正副会長部長会にて審査のうえ決定するものとする。

６．活動報告

助成金申請活動については、活動報告ならびに活動収支報告を提出し、組織部にて承認を得るものとし、また、機関誌およびホームページにて報告するものとする。

その他、上記事項以外で必要な事項については、組織部にてその都度審議するものとする。